

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部 局 名	保健福祉部		
	課 名	社会福祉課		
	係 名	障害福祉係		
	記 入 者		電話(内線)	136

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続		(2) 事務事業 の名称	障害者訓練等給付事業				(3) 事業の 優先度	A	
(4) 総合計画での位置づけ					(6) 事業主体		市			
① 事業の区分	主要事業					(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)		
② 施策コード	15201	(総合計画掲載ページ)		65	ページ		会計区分	一般会計		
基本目標(政策)	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						財源区分	国県補助		
基本施策	1-5自分らしく暮らせる障害者福祉の充実(障害者(児)福祉)						予算科目	款 3	項 1	目 3
施策	②社会参加と自立支援の充実						予算書上の	障害者訓練等給付費		
施策内容	1自立支援医療・給付の充実						事業名称	(予算書 70 ページに掲載)		
(5) 事業期間	開始		18	年	10	月から	(8) 事務分類		自治事務	
	終了			年		月まで (	力年)	根拠法令	障害者総合支援法	

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
障害者及び難病患者	障害者等の心身状況,サービス利用の意向,介護者の状況及びサービス提供体制等を勘案し,適切な障害福祉サービスを提供することにより,障害のある方が地域で安心して自立して暮らせるようにする。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
①障害福祉サービス申請書受理 ②サービス利用意向確認 ③サービス利用計画等事務手続き案内 ④概況調査・106項目調査 ⑤サービス支給決定及び受給者証発行 ⑥事業所からの請求に基づき給付費支給 ⑦適正執行のための確認	平成18年10月に障害者自立支援法(現障害者総合支援法)が施行され事業を実施
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境, 市民ニーズ等) や市民・議会の要望, 意見等とそれに対する対応	
民間事業者の参入及び広域的にサービス利用することで, 利用者の選択幅が広がってきている。	

3. 事業コスト

行政評価 実施計画		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映	
● 予算内訳		実績額 (千円)	当初予算額 (千円)	計画額・見込額 (千円)			
事業内容		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
(1) 事務事業費の コスト	自立訓練費	10,378	12,818				
	就労移行支援費	14,227	18,289				
	就労継続支援費	107,274	111,895				
	共同生活支援費	66,514	67,162				
	合計	198,393	210,164				
	国庫支出金 (千円)	99,196	105,080				
	県支出金 (千円)	49,598	52,540				
財源	地方債 (千円)						
	その他特定財源 (千円)						
	一般財源 (千円)	49,599	52,544				
	合計 (千円)	198,393	210,164				
	補助・起債制度名	障害者自立支援給 付費負担金	障害者自立支援給 付費負担金				

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）									
指標の名称				単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）									
指標名	就労移行支援者数	目標値	人		11	12	12	12	
		実績(見込)値		11	11				
		目標値							
		実績(見込)値							
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）									
指標名	就労移行支援受給者のうち就労した人数	目標値	人		2	2	2	2	
		実績(見込)値		2	2	2	2		
		達成率		100.0 %	100.0 %				
		目標値							
		実績(見込)値							
		達成率	%	%					
5. 事業評価									
(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。 サービス利用計画の適正化を図るとともに個々人にあったサービス提供に努めること。サービス利用計画の作成に当たり相談支援事業者の資質向上を図る。									
(2) 項目別評価									
評価項目・客観的評価				理由					
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	障害者が地域で生活するうえで必要なサービス・経済的支援である。					
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	行政が負担すべき事業である。					
	手段の妥当性	A	妥当である	現在のやり方が一般的であり、特に問題はない。					
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	障害の状況、利用数等により必要な費用が変わるため、どちらとも言えない。					
公平性	受益者の偏り	B	どちらとも言えない	目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している。					
有効性	成果の向上	A	上がっている	支援が必要な障害者に対し、必要なサービス提供を行った。					
進捗度	事業の進捗	A	順調である	継続してサービス提供できている。					
(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。 民間事業者の参入及び広域的にサービス利用することで、利用者の選択幅が広がってきている。									
(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？ 利用者が適切にサービスが利用できるよう適正執行の確認を行う。									
6. 事業の方向性判断									
評価主体		28年度以降の事業の方向性			評価理由・根拠				
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)			注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。				
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う		現状のまま継続 (改善・改革なし)			障害者総合支援法の規定及びガイドラインを遵守した事業実施を行う。				
(3) 最終評価 企画調整会議において 評価を行う					上記評価のとおり。				